

上飯田中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 28 日策定（平成 30 年 2 月 21 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成 25 年法律第 71 号 第一章総則 定義 第 2 条）
法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- (2) いじめ防止等に向けての基本理念
全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

- (1) 委員会の構成員
- ・構成員は、校長、副校長、主幹教諭、生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター代表、教務主任、学年主任、生徒指導部長、養護教諭とする。
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラー、SSW等にも参加を求める。
- (2) 委員会の運営
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回、運営委員会後に開催する。
 - ・また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
 - ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管（副校長）し、進捗の管理を行う。
- (3) 委員会の活動内容
- 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
 - 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対する聴き取り（アンケート）調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・児童生徒の主体的な取組への支援（体育祭・文化祭、地域ボランティア活動等）
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組（わかる授業の実践、学級活動等の充実）
- ・人権教育、道徳教育の推進（道徳授業、人権学習、「ふれあい体験」等の充実）

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修（年度初めの研修、夏季研修等）
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施（スクールカウンセラーの活用）
- ・いじめへの対処及びSNS等情報モラル教育の推進（防犯教室等の実施）
- ・保護者、地域、関係機関との連携（個人面談・保護者懇談会、PTA各種会合、地域行事・連合自治会の会合、中学校ブロック専任会等）

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

- ・年1～2回実施
- ・研修内容…児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等

(6) 中学校区学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、 いじめの定義・生徒理解研修、教育相談①	学年集会、保護者懇談会等で 基本方針説明、家庭訪問
5月	生活アンケート実施、生徒の関係性等掌握	修学旅行・自然教室等
6月	中学校ブロック定例会① 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	児童生徒指導部会
7月	「いじめ防止」等をテーマに話し合い	学・家・地連総会、地区懇談会 個人面談①
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	中学校ブロック定例会②、アンケート実施・教育相談② 生徒の関係性等掌握	体育祭等
10月	生徒の関係性等掌握	文化祭等
11月	生徒の関係性等掌握 生徒会朝会での「いじめ防止」等の取組発表	進路予備面談、生徒会選挙活動 期末試験等
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	個人面談②
1月	教育相談③、防犯教室	
2月	学校評価等による「いじめ防止」状況の分析	まちとともに歩む学校づくり 懇話会
3月	新年度への引き継ぎ	
年間	生徒の様子観察（授業・部活動等）、いじめ防止対策委員会（月1回）、生徒指導部会・学年会（月1回）	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。西部学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課と協議し、重大事態に該当すると判断した場合は、速やかに対処方針を共有する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。

(4) 調査主体は、教育委員会又は学校

(5) 調査を行うための組織

○学校主体の場合は、「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。

○教育委員会が調査主体となる場合、「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(7) その他留意事項

法第 23 条第 2 項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

(8) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを行った児童生徒及び保護者への説明
- 調査結果は教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告
- 調査結果の公表に関するガイドラインの策定

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- ・必要があると認められるときは、すみやかに本基本方針を改定し、公表する。